

## 宮城県犯罪被害者等支援審議会運営要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、宮城県犯罪被害者等支援条例（令和5年宮城県条例第44号。以下「条例」という。）第23条の規定に基づき、宮城県犯罪被害者等支援審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第2条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事については、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

4 会長は、緊急の必要がある場合において、会議を招集することができないときは、第1項の規定にかかわらず、会議以外の方法で会議の議事について他の委員の意見を求め、過半数の意見をもって審議会の議事を決することができ、可否同数の時は、会長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第3条 審議会は、必要があると認めるときは、議事に関係する者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

（会議録の作成）

第4条 審議会は、次の事項を記載した会議録を作成するものとする。

- （1） 開催日時及び場所
- （2） 出席者の氏名
- （3） 会議に付議した事案の件名
- （4） 議事の概要
- （5） その他必要な事項

（庶務）

第5条 審議会の庶務は、環境生活部共同参画社会推進課において処理する。

（雑則）

第6条 この要領に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和6年4月 日から施行する。